

中標津町の保育施設(認可保育所・地域型保育事業所)3号認定の利用者負担【保育料】月額表 《令和7年度保育基準額》

入所児童の属する世帯の 階層区分		利用者負担（保育料）基準額			
階層区分	町民税所得割額	0歳児		1・2歳児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3階層	所得割額 48,600円未満	9,750円 【4,500円】	9,650円 【4,500円】	9,750円 【4,500円】	9,650円 【4,500円】
第4階層	所得割額 57,700円未満	15,000円	14,800円	15,000円	14,800円
	77,101円未満※【軽減有】世帯のみ	【4,500円】	【4,500円】	【4,500円】	【4,500円】
	97,000円未満	15,000円	14,800円	15,000円	14,800円
第5階層	所得割額 169,000円未満	22,250円	21,950円	22,250円	21,950円
第6階層	所得割額 301,000円未満	30,500円	30,050円	30,500円	30,050円
第7階層	所得割額 397,000円未満	40,000円	39,400円	40,000円	39,400円
第8階層	所得割額 397,000円以上	52,000円	51,200円	52,000円	51,200円

※【 】内は、配偶者のない者・障害者のいる世帯など（軽減世帯）の場合です。

※令和7年9月より第1子の保育料は『半額』とします。上記は半額後の金額です。【中標津町独自軽減】

※第2子以降の保育料は年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが無料になります。【中標津町独自軽減】